

区長報告第四号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十三年八月十七日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十三年九月十五日

港区長 武井雅昭

記

平成二十一年十二月四日議決を得た工事請負契約（仮称）港区立高輪子ども中高生プラザ新築に伴う電気設備工事）の工期「契約締結の日の翌日から平成二十三年八月三十一日まで」を「契約締結の日の翌日から平成二十三年十月十七日まで」に変更する。